

国土利用計画法の体系（国土利用計画関係）

1 国土利用の基本理念（法第2条）

- 国土が、限られた資源であるとともに、諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉の優先、自然環境の保全、健康で文化的な生活環境の確保、国土の均衡ある発展を基本理念とする

2 国土利用計画（長野県計画）（法第7条）（※以下、「県計画」という）

- 県の区域について定める、県土の利用に関する基本的事項についての計画
- 全国計画を基本とし昭和51年に策定。現在は第四次計画となる
- 計画を策定・変更する場合には、法第38条に定める審議会（土地利用・事業認定部会）の意見を聴く

3 長野県土地利用基本計画（法第9条）

- 土地利用に関する個別の規制法（都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律等）の上位計画として総合調整機能をはたす計画
- 国土利用計画（県計画）を基本とし、「計画書」及び5万分の1の「計画図」からなる
- 計画を策定・変更する場合には、法第38条に定める審議会（土地利用・事業認定部会）の意見を聴く

